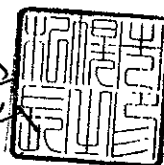


本郷新記念札幌彫刻美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月11日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第67号

本郷新記念札幌彫刻美術館条例の一部を改正する条例

本郷新記念札幌彫刻美術館条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

(1) 別表1を次のように改める。

別表1

区分	観覧料					備考
	単位			金額		
				本館及び記念館で実施する場合	記念館のみで実施する場合	
常設展	個人	一般	1人1	350円	200円	(1) 中学生、小学生、小学校入学前の者及びこれらに準ずる者は、無料とする。 (2) 「団体」とは、団体を構成する者（高校生等及び前号に掲げる者を除く。）の総数が10人以上のものをいう。
		高校生、大学生及びこれらに準ずる者（以下「高校生等」という。）	回につき	150円	100円	
	団体			300円	150円	
特別	個人		1人1	3,000円の範囲内		

展	団体（10人以上）	回につ き	でその都度市長が 定める額	
---	-----------	----------	------------------	--

- (2) 別表 2 中「10,000 円」を「11,100 円」に、「40,000 円」を「44,500 円」に、「45,000 円」を「50,100 円」に、「800 円」を「900 円」に、「3,200 円」を「3,600 円」に、「3,600 円」を「4,000 円」に、

「

 を 「

 に、「20,000 円」を

「22,300 円」に、「22,500 円」を「25,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 又は別表 2 の規定は、それぞれこの条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料又は同日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料及び同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。